

審第2332号—1

答申第652号

令和8年7月23日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年2月24日付け森第2745号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1180号

令和5年2月6日付けで審査請求人から提起された、令和4年11月8日付け森第1788号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、令和4年11月8日付け森第1788号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報を開示すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年9月12日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「千葉県の森林基本図（担当課：森林課）」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「千葉県の森林基本図（森林計画図）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件決定を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和5年2月6日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「本件決定に関して、開示しない部分が地番及び地番界であることを取り消した上で、開示しない部分は存在しない。」との裁決を求める。

「知事は、部分開示決定通知書に基づいて、部分開示決定通知書に記載されている開示しない部分のみを非開示とした当該行政文書を交付しなければならない。」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

開示しない部分の地番及び地番界は、条例8条2号イ又はロに該当するため。

部分開示決定通知書に基づいて、知事が審査請求人に対して実際に交付した行政文書は、部分開示決定通知書では開示しない部分が地番及び地番界のみと記載されていたにもかかわらず、地番及び地番界以外の情報も非開示としたものとなっているため。

3 反論の要旨

(1) 「処分の理由について」に関する反論等

森林課の職員は審査請求人に対して、千葉県では小班を設定せず、小班の代わりに公図上の地番を利用することになっているとの説明をした。このような運用をするのならば、その時点で、地番情報は小班情報と同様に一般に開示すべき情報である。

小班情報がないと森林の施業を円滑に行うことはできず、小班情報は東日本では千葉県を除く全都道県で一般に開示されている。また、小班情報を開示していれば、登記情報と照合することにより、森林所有者などの特定の個人を識別することができる。弁明書の論理が成り立つならば、小班情報も一般に開示できない情報となってしまう、千葉県を除く全都道県の判断、ひいては（林地台帳地図の公表を指示している）農林水産省の判断が間違っているということになる。

別の表現をすれば、ある森林の所有者や隣接者等の特定の個人を識別しなければ、森林の円滑な施業はできないため、現状の森林法では、このような特定の個人を識別する情報を行政が提供する仕組みになっているのである。それなのに、この仕組みを理解せず、このような情報を提供しないという態度をとるとは、処分庁は森林行政のあるべき姿を勘違いしているのではないだろうか。その結果として、千葉県は円滑な森林の施業ができない状態となっており、また、適切な管理がされていない森林が、東日本で見た場合、千葉県は突出して多い。

まとめると、弁明書の「条例8条2号に該当する」とする主張は間違っており、上記のような運用をする限り、本件対象文書に記載されている地番と地番界は条例8条2号イに該当する。

「本件対象文書に記載されている地番と地番界は、法務局で取得できる公図とは異なるものである」としているが、どのように異なると主張しているのだろうか。厳密に言えば、デジタル化されていない当時の公図を（コピー機などの機材を使わずに）人間の手作業で地形図に書き込めば、書き込んだものは必ず原本とは異なるものになるのは当たり前ではないかと思う。

また、仮に、本件対象文書に記載されている地番と地番界が公図とは異なるものであるとしても、すぐに条例8条2号イに該当しないとは言えない。

「不確かな情報を開示することで記載された地番の土地の所有者が不利益を生

じる可能性がある」と主張している。この主張は、処分庁が自分の過去の決定を正当化するためにこじつけで考え出したものとしか思えず、このような不利益など現実的に存在しないと考える。

昭和30年代に土地宝典や現地調査を基に作成されたとするなら、資料にその旨を記載すればよいだけである。分合筆等も反映されていないため、不確かな情報を開示することで土地所有者が不利益を生じるおそれがあるとするが、このような対応をすればおよそ土地所有者に不利益が生じるおそれはない。

「不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示することにより開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るとは言えない。」と主張している。開示しないことにより、森林施業を円滑に行うことができず、森林施業を行おうとする全ての者が悪影響を受けている。どうして森林行政も担当している処分庁は、県土内の森林の施業が円滑に行われなくなるような判断をするのであろうか。

弁明書は、およそ想定できない土地所有者の不利益を作り上げ、これをもって利益の権衡をするものであるが、想定される土地所有者の不利益があり得ないものである以上、処分理由についての理由に何らの合理性も見いだせず、理由付記とすら言えないものである。

このようなことから、地番と地番界は条例8条2号ロにも該当するものである。

(2)「弁明の内容について」に関する反論等

前述したが、小班を設定せず、小班の代わりに公図上の地番を利用することにする運用をする以上、小班は公にすることが慣行となっているのだから、地番と地番界も公にすることを慣行とすべきであろう。実際に平成30年4月30日までは、森林基本図を公にする運用をしていた。

また、地番と地番界を地図上で表示することが、社会通念上個人のプライバシーを侵害すると処分庁が主張していることにも違和感がある。例えば、ブルーマップはロングセラーの地図であるが、この地図に地番が書かれていることは周知の事実である。処分庁は、ブルーマップも個人のプライバシーの侵害をしている出版物と理解しているのであろうか。(ブルーマップはさらに、地番に合わせて表札の個人名まで表示している。)仮にそうであるならば、千葉県庁ではブルーマップの利用を差し控えなければならない。なお、ブルーマップは全国の法務局で一般の閲覧ができるように提供されている。

前述したが、地番と地番界を不開示にすることにより保護される利益と開示す

ることにより保護される利益を比較すると、後者が上回ると考える。

このことから審査請求人の条例の解釈は誤っておらず、処分庁の主張に理由がないと考える。

まずもって、部分開示決定通知書に基づいて、知事が審査請求人に実際に交付した行政文書は、CD-ROMに保存された5つの電子ファイルである。

審査請求人が請求した森林基本図は、地番と地番界を不開示とするという決定を千葉県が図面上で実行した結果として、千葉県全県土が黒塗りされ、結局のところ地図として判読が不可能なものとなってしまうている。また、森林基本図は縮尺5,000分の1の地図であるのだが、どうしてCD-ROM中には縮尺5,000分の1の地図がないのであろうか。

森林基本図は都道府県知事が地域森林計画を立てる時に作成する図面であるから、県土のうち、地域森林計画の対象となっている森林の所だけに、小班の代わりとしての地番と地番界が描画されていると思われる。千葉県の地域森林計画の対象森林面積の合計の全県土面積に対する比率は、約28%である。要するに、全県土の約28%の部分だけに地域森林計画がたてられており、地番と地番界もその部分だけに書かれていると推定されるのに、どうして全県土全てを黒塗りにするのであろうか。

実際、期間入札の公告の千葉南部森林計画計画区森林基本図の一部を見ると、宅地や農地から構成される集落部分については、地番と地番界は描画されていない。また、地番と地番界だけを黒塗り（この際、森林部分であっても、林班界、字界は地番界ではないので黒塗りすべきではない。また、林班番号は地番ではないので黒塗りすべきではない。）しても、その背景の等高線も同時に一部黒塗りされることにはなるが、それでも地図の大部分は原図のとおりになるので、解読可能な地図になるのである。

さらに、千葉県には国有林が存在するが、国有林にはそもそも地番が存在しないため、その部分の地図に地番や地番界が描画されているはずはないと思われる。

再度述べるが、このような状態で、どうして全県土を黒塗りにするのであろうか。

弁明書は、「実際に交付した本件対象文書は、本件決定で不開示とした地番及び地番界が明らかとならないよう黒塗りとしたものである」と主張するが、これらのことより、この主張が詭弁であることは自明であろう。黒塗りすべきところは不開示とした部分の最低限の部分にすべきであり、この根拠がいたと思われる黒塗りの作業を詭弁で回避しようとした卑劣な行為である。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨について

審査請求人が提起した本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 処分の理由について

(1) 不開示とした部分について

本件対象文書中、地番及び地番界は条例8条2号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(2) 条例8条2号該当性について

本件対象文書に記載されている地番及び地番界は、登記情報と照合することにより特定の個人を識別する情報で、個人の財産情報に当たる森林情報を行政が判断するものとみなされることから、条例8条2号に該当する。

また、本件対象文書は平成30年4月30日までは縦覧に供されていたが、平成30年5月1日からは対象森林区域をインターネット公開するにあたり紙媒体である本件対象文書を公開しないこととしている。さらに、本件対象文書に記載されている地番及び地番界は、法務局で取得できる公図とは異なるものであることから、条例8条2号イに該当しないものである。

加えて、本件対象文書に記載されている地番及び地番界は、昭和30年代に土地宝典や現地調査を基に作成されたとの記述が存在するものの具体的な作成手順は不明であり、分合筆等も反映されていないため、不確かな情報を開示することにより記載された地番の土地の所有者が不利益を生じる可能性がある。不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示することにより開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るとは言えない。よって、条例8条2号ロには該当しないものである。

3 弁明の内容について

(1) 不開示情報が条例8条2号イ又はロに該当する旨の主張

審査請求人は、本件対象文書に記載されている地番及び地番界は条例8条2号イ又はロに該当する旨主張する。

しかしながら、条例8条2号イは、当該情報を公開することを法令等で規定している場合や、公にすることが慣行となっており公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実である情報、公にする予定の下に保有されている情報等をいうものであり、過去に公にしていたことをもって「慣行と

して公にされ」ている情報とは言えない。

また、条例８条２号ロは、人の生命、健康等の利益を保護するため、開示する必要が認められる情報等をいうものであり、本件対象文書の地番及び地番界を不開示にすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益を比較考慮しても、後者が上回ることはない。

このことから、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の主張には理由がない。

（２）不開示情報以外の情報が不開示である旨の主張

審査請求人は、本件決定により実際に交付された本件対象文書は、不開示部分が地番及び地番界と記載されていたにもかかわらず、それ以外の情報も不開示となっていることから、部分開示決定通知書に記載されている開示しない部分のみを不開示とした当該行政文書を交付しなければならない、と主張する。

しかしながら、実際に交付した本件対象文書は、本件決定で不開示とした地番及び地番界が明らかとならないよう黒塗りとしたものであることから、交付した本件対象文書の内容は適切であり、審査請求人の主張は妥当ではない。

第５ 条例２３条４項の規定による調査

１ 審査会による調査

（１）実施機関に対する調査

当審査会は、令和８年５月１３日付けで、実施機関に対し、条例２３条４項の規定による調査（以下「本件調査」という。）を行った。

（２）本件調査の内容

地番及び地番界を不開示にしなければならない理由について、具体的な説明を求める。また、地番及び地番界を公にすると、なぜ土地所有者個人の財産情報が明らかになるのか、その理由も併せて説明を求める。

２ 本件調査に係る回答

（１）実施機関からの回答

令和８年５月２６日付け森第４６８号で実施機関から本件調査に対する回答が得られた。

（２）回答内容

ア 「地番及び地番界を不開示にしなければならない理由」について

本件対象文書には、地番及び地番界が示されており、各地番の位置及び面積を

推定できる。

また、登記事項証明書には、各地番の土地を所有する権利者等が示されており、当該証明書は何人もその交付を請求することができる。

このほか、事務次官通知第3の3の規定による森林簿には、対象森林区域のおおよそ地番ごとにおける立木の資源量等の情報が示されており、これを用いることで、各地番に存する立木の財産情報を推定できる。なお、森林簿については、県に行政文書開示請求を行うことで、何人もその交付を求めることができる。

このため、本件対象文書と併せて、他の情報として、登記事項証明書及び森林簿を照合することで、土地の位置、面積及び財産情報について、特定の土地を所有する権利者を識別することが可能であるため、条例8条2号に該当するものとして不開示となる。

また、弁明書の「個人の財産情報に当たる森林情報を行政が判断するものとみなされることから」という記載の解釈については、県が記載した地番及び地番界を公にすると、その結果として、本件対象文書と併せて、登記事項証明書及び森林簿を照合することにより、地方公共団体である県が財産の範囲や帰属を実質的に判断しているようにみなされるということである。

また、本件対象文書に記載されている地番及び地番界は、不確かな情報であり、公図と比較して、各地番の位置及び大きさに相違がある。

このため、本件対象文書を公にすることで、本件対象文書の地番情報を基に特定した位置及び財産情報と、公図等に基づき特定した位置及び財産情報の相違を各種取引で当該地権者に不利な形で利用されることにより、本件対象文書に記載された地番の土地を所有する権利者に不利益が生じるおそれがある。

イ 補足事項

森林計画図とは、そもそも森林法上、公にされるものではないかという問題について、公にされるものは対象森林区域であり、地番及び地番界の情報については森林法上、公にされる対象に含まれない。

このため、現在はインターネット上で対象森林区域を公開しているが、地番及び地番界の情報については、公開していない。

第6 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明、本件対象文書及び本件調査の回答を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性

実施機関は、地番及び地番界は、登記事項証明書及び森林簿と照合することで土地所有者等である特定の個人を識別することができる情報であるため、条例８条２号に該当すると説明し、また、地番及び地番界は不確かな情報であり、公図と比較して各地番の位置及び大きさに相違があると説明する。

これに対して、審査請求人は本件決定の取り消しを求めているため、本件決定の妥当性について次のとおり検討する。

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について（平成１２年５月８日付け１２林野計第１８８号）」によれば、森林計画図は、縮尺を５，０００分の１とし、空中写真の測量成果等を用い、広域流域界、行政区界、林班界を記入して作成した図面の写しに、記号を使用して小班界等を記入し作成するものとされている。そして、小班には、林班ごとに林班の一隅の小班から連続してアラビア数字による連続番号を付すこととし、番号は、地番をもってこれに代えることができるとされている。

このことからすれば、森林計画図に小班及び小班界の代わりとしての地番及び地番界が記載されることは森林法の運用上想定されることであり、森林法６条７項に定められている地域森林計画の公表には、森林計画図に記載された地番及び地番界の公表も含まれるものと解される。

以上のことを踏まえ、地番及び地番界の条例８条２号該当性について、以下検討する。

実施機関の説明のとおり、地番及び地番界が不確かな情報であり、公図と比較して各地番の位置及び大きさに相違があるとすれば、当該情報は登記事項証明書や森林簿の情報と照合することにより土地所有者等である特定の個人を識別することができる情報とは認められず、条例８条２号本文前段に該当しない。

また、地番及び地番界が他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であった場合も、上記の運用からすれば、地番及び地番界は法令等の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報と認められることから、条例８条２号イに該当し、開示すべきである。

さらに、「千葉県森林計画関係資料取扱要領の運用について（平成１６年３月１７日付け林第７９２号）」において、森林計画図に記載されている区域は、空中写真等から調整したものであり、個々の地番、森林境界を確認して調整したものではない、と記載されていることからすれば、本件対象文書は地域森林計画の策定に必要な森林面積、樹種、蓄積等の森林資源を把握するために作成されたものであって、本件対

象文書に記載された内容をもって土地の範囲や帰属を県が公的に証明するような取り扱いはされていないものと認められる。そうすると、地番及び地番界を開示したとしても、土地所有者等の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、条例8条2号本文後段に該当しない。

以上のことから、本件対象文書に記載された地番及び地番界は不開示情報に該当しないため、実施機関はこれらの情報も含め、不開示とした情報を開示すべきである。

2 結論

実施機関は、本件決定で不開示とした情報を開示すべきである。

第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 2月 27日	諮問書の受付
令和 5年 4月 26日	反論書の写しの受付
令和 8年 4月 22日	審議
令和 8年 5月 27日	条例第23条第4項の規定による調査に係る実施機関の回答の受付
令和 8年 5月 29日	審議
令和 8年 6月 24日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 林 啓 吾	慶應義塾大学法学部教授	部会長職務代理者
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長
横 田 明 美	明治大学法学部専任教授	

(五十音順)